

令和 8 年度「行政と NPO の協働マニュアル」改訂業務
企画提案に係る仕様書

1 業務名称

令和 8 年度「行政と NPO の協働マニュアル」改訂業務

2 業務概要

本県が作成した「行政と NPO の協働マニュアル」は作成から 20 年以上が経過しており、東日本大震災後の社会情勢の変化、多様な主体による協働の進展及び NPO を取り巻く資金調達環境など、時代のニーズに十分対応しきれていない課題がある。

このため、行政や NPO のみならず、企業、地域住民、教育機関をはじめとする幅広い分野・業界の方々に新たな「協働」の担い手として活用いただけるよう、現行マニュアルの内容を全面的に見直し、最新の知見や事例等を反映した「手引き編」を作成するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務内容

（１）基礎調査及び資料収集

受注者は、手引き編作成に必要な基礎調査及び資料収集を実施すること。主な調査内容は次のとおりとする。

- ア 現行マニュアルの分析及び課題整理
- イ 全国自治体等が作成する協働ガイドライン、マニュアル等の収集及び整理
- ウ 協働に関する近年の制度、施策及び動向の調査
- エ NPO を取り巻く環境変化に関する情報収集及び整理

（２）手引き編の企画及び原稿作成

受注者は、県との協議を踏まえ、（１）の基礎調査及び資料収集の結果をもとに、手引き編の構成案を作成した上で原稿を執筆すること。手引き編は A 4 判換算 50～80 ページ程度を想定し、少なくとも次の内容を含むものとする。

- ア 協働の意義及び基本的な考え方
- イ 協働の土台づくり
- ウ ガバナンス及び組織運営
- エ 人材確保及び育成
- オ プロボノ人材の活用
- カ 資金調達に関する基礎知識
- キ クラウドファンディング
- ク 遺贈寄附、休眠預金の活用
- ケ 多様な主体との共創
- コ 協働を進める上での留意事項
- サ その他県との協議により必要と認められる事項

原稿には理解促進のために必要な図表を含めること。受注者は原稿執筆及び図表作成を行うほか、公表用冊子としての編集、デザイン及びレイアウト調整も行うものとする。

(3) 資金調達事例調査

受注者は、文献調査により資金調達に関する先進事例を収集し整理すること。調査対象は次の事例を含むものとする。(調査件数は合計3件程度とし、手引き編へ反映すること。)

ア クラウドファンディング

イ 遺贈寄附、休眠預金の活用

※本業務にはヒアリングは含まない。

(4) ワーキンググループ運営支援

受注者は、手引き編の作成に当たり、ワーキンググループの運営支援を行うこと。

開催回数	2回以上
開催方法	対面又はオンライン
委員	発注者と受注者が協議の上、5人程度選定する。分野は、学識経験者、NPO関係者、企業関係者、若年層の参加を想定する。
受注者の業務	委員との連絡調整、会議資料作成、開催案内、会議運営補助、議事概要作成
謝金及び旅費	受注者は、ワーキンググループ委員に対する謝金及び旅費を負担するものとし、謝金の額については「謝金の標準支払基準」(平成21年7月1日各府省等申合せ、令和8年3月6日一部改定)を参考にするものとする。

5 成果品の納品

受注者は、次に掲げる成果品を電子データにより、令和9年3月5日(金)までに発注者に納品すること。

(1) 手引き編原稿(編集可能な形式及びPDF形式)

(2) ワーキンググループ会議資料及び議事概要

6 報告書類

受注者は次に掲げる各報告書類を作成し、又は取りまとめ、各提出期限まで発注者に提出するものとする。

(1) 業務実施体制報告書(任意様式、電子データで提出)

ア 記載内容 業務に関わる者の職・氏名及び事務分掌

イ 提出期限 契約締結日から起算して20日を経過する日(業務実施体制の変更を要するときは、随時提出する。)

(2) 業務計画書(任意様式、電子データで提出)

ア 記載内容 実施方法及びスケジュール等

イ 提出期限 契約締結日から起算して30日を経過する日(業務計画の変更を要するときは、随時提出する。)

(3) 業務完了報告書(任意様式、電子データで提出)

ア 記載内容 委託期間を通じた業務の実施状況

イ 提出期限 令和9年3月31日（水）

7 関係書類の保管

受注者は、本業務の終了後、当該業務関係の支出状況を明らかにする帳簿類を5年間保管するものとする。

8 注意事項

本業務の実施に係る注意事項は、次のとおりである。

- （1）本業務により発生した著作権については、全て発注者に帰属するものとする。
- （2）受注者は、本業務の実施により知り得た個人情報の取扱いに関し、別記個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。
- （3）受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、十分に調整を図ることができる体制を整備するものとする。
- （4）本業務の実施に当たり、発注者が特に必要と認めた場合は、受注者との協議により、本仕様書の一部を追加及び変更することができるものとする。